

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)(概要版)

第1 基本的事項

- (1) 役割
 - ・ 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
 - ・ 都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定める
- (2) 策定単位
 - ・ 広域的な圏域として設定する6の地域（阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）を策定単位とする
- (3) 目標年次
 - ・ 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年（2025年）とする

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 本県の将来像 <ul style="list-style-type: none"> ア 21世紀兵庫長期ビジョン イ 兵庫2030年の展望 ウ 兵庫県地域創生戦略 | <ul style="list-style-type: none"> (2) まちづくり基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ア 安全・安心 イ 環境との共生 ウ 魅力と活力 エ 自立と連携 |
|---|--|

2 都市計画に関する現状と課題

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 人口減少・超高齢社会の進行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 疎住化・人口の偏在化の進行 ・ 交通弱者の増加 ・ 情報化社会の進展によるニーズの変化、インバウンド需要の増加 ・ 都市における空き地・空き家の増加 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な生活圏の確保 ・ 公共交通ネットワークの維持・確保 ・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進 ・ 市街地や集落の低密度化対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> (2) 防災対策の必要性の増大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動による自然災害の増加、防災意識の高まり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災への更なる対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> (3) 都市の維持管理コストの増大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市基盤施設の老朽化 ・ 施設の維持管理や更新 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新 ・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し |
| <ul style="list-style-type: none"> (4) 地球環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的なエネルギー利用等の要請 ・ 都市農地の位置付けの明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素・循環型社会の構築 ・ 都市と緑・農との共生 |
| <ul style="list-style-type: none"> (5) 産業構造の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業構造の変化による工場の閉鎖 ・ 郊外の大規模集客施設による中心市街地衰退 ・ IC周辺等での産業用地需要の高まり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用転換への対応 ・ 大規模集客施設の立地誘導 ・ 産業用地開発への柔軟な対応 |
| <ul style="list-style-type: none"> (6) 地域の主体性の高まり <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏への人口集中等による地域経済の縮小、都市機能等の更新の遅れ ・ 地方分権の進展と広域的課題への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域創生等の取組 ・ 県と市町との役割分担の明確化 |
| <ul style="list-style-type: none"> (7) 新型コロナ危機の経済社会への影響 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一極集中型社会の脆弱性の顕在化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな働き方や意識の変化への対応 |

3 都市づくりの基本理念

- (1) 安全・安心な都市空間の創出
 - ア 総合的な防災・減災対策の強化
 - ・ 災害時における都市の強靱化を図るため、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善などの防災・減災対策を推進
 - ・ 南海トラフ地震、日本海における大規模地震等による津波対策や台風等による高潮対策を強化
 - ・ 近年、頻発・激甚化する豪雨による浸水被害や土砂災害に対し、総合的な治水対策や災害に強い森づくりを推進
 - ・ 土砂災害特別警戒区域など想定される自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制
 - イ 全員活躍社会の推進
 - ・ 誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し、活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサル社会づくりを推進
 - ・ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進
 - ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進
 - ・ 新型コロナ危機を契機に東京等大都市への一極集中を是正し地域創生を更に推進するため、移住、企業誘致等を促進
 - ・ 公園・緑地、水辺空間、都市農地などのオープンスペースは、地域の多様なニーズに応じた柔軟な活用を促進
 - ・ デジタル化の進展に対応する情報通信基盤の整備を促進、データ・新技術等を活用した都市づくりを検討

(2) 地域主導による都市づくり

- ア エリアマネジメントの促進
 - ・ 多様な地域課題へ対応するため、住民、事業主等の地域の担い手による魅力あるまちづくりを促進
- イ 地域資源を生かした都市の活性化
 - ・ 多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史、文化などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりを実現
 - ・ 都市部では、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげるため、空き地・空き家の交流拠点等への活用や市場流通を促進
 - ・ 地方部では、古民家や町家等の空き家を交流拠点や宿泊施設等として活用した地域間交流、二地域居住や移住を促進
 - ・ 住宅地周辺のまとまりのある農地等を保全・活用
 - ・ 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進
- ウ 民間投資の誘導
 - ・ 医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域を形成
 - ・ 中心市街地等では、都市計画法等の特例制度の活用や規制緩和等により大規模業務施設や都市型住宅等を誘導
 - ・ 市街地内に残る大規模工場跡地等の低未利用地は、面的整備事業により土地利用を増進
 - ・ PPP（公民連携）やPRE（公的不動産）の効率的な運営と併せた商業、医療・福祉等の都市機能を公有地へ誘導
- エ 情報ネットワーク等の活用
 - ・ スマートシティの考え方を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討

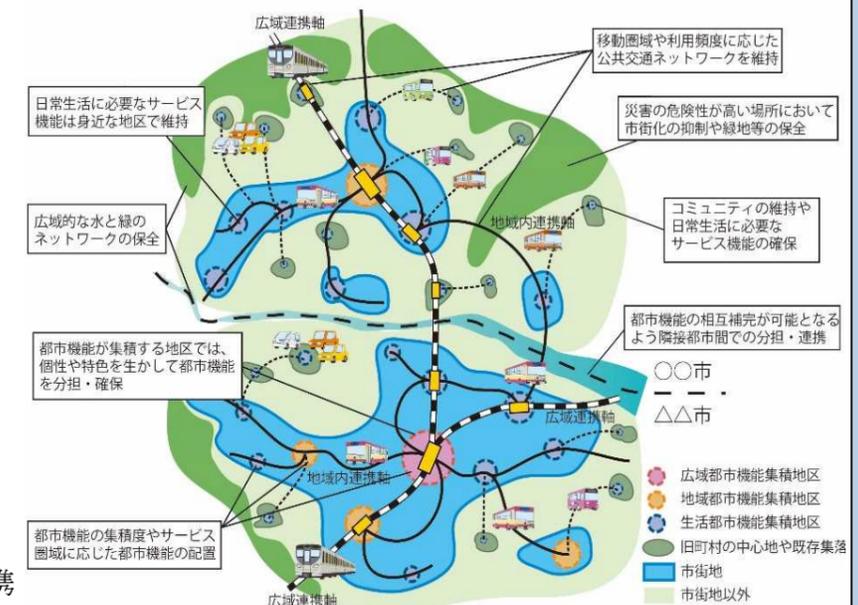
(3) 持続可能な都市構造の形成

地域連携型都市構造の実現

- ・ 大都市、地方都市、中山間地域が都市の諸機能において役割分担・相互連携し、活力を持って自立
- ・ 新型コロナ危機で脆弱性が明らかになった集中型社会から持続可能な分散型社会への転換

(7) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針

- ① 市街地エリア
 - ・ 都市機能集積地区において機能を更新・充実
 - ・ 低未利用地の活用や土地の高度利用
- ② 市街地以外のエリア
 - ・ 日常生活に必要なサービス機能を確保
 - ・ 都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により地域の活力を維持
- (イ) 都市機能の役割分担と連携の方針
 - ・ 機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能集積地区を位置付け
 - ・ 適切な役割分担・連携により多様な機能を確保
- (ウ) 交通ネットワークの方針
 - ・ 地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携
 - ・ 新技術による交通ネットワークについても検討
 - ・ 自転車通行空間の計画的な整備等により自転車ネットワークを形成



第3 阪神地域の都市計画の目標等

(対象区域:阪神間都市計画区域)

1 都市計画の目標

阪神地域の目指すべき都市構造

- ・民間投資の積極的な活用等による都市機能の強化や広域的な連携による国際競争力の強化
- ・利便性の高い公共交通ネットワークを生かした隣接する都市機能集積地区間での都市機能の相互補完
- ・市街地エリアの方向性：①利便性の高い駅周辺での人口維持、②都市農地の保全・活用、③災害リスクを勘案して市街化を抑制
- ・市街地以外のエリアの方向性：①地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進、②都市機能集積地区等との連携を確保

2 区域区分の決定の有無及び方針

(1) 区域区分の決定の有無

- ・市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、区域区分を定める（都市計画法第7条第1項の規定により義務付け）

(2) 区域区分の方針

- ・市街化区域は、目標年次（令和7年）における人口や産業を適切に収容し得る区域とし、現市街化調整区域内で、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入する
- ・現市街化区域内で、災害のリスクが高い区域等を市街化調整区域へ編入する

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針

- ・神戸市や大阪市等の地域外との広域連携を強化

ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実

(7) 地域都市機能集積地区…都市機能を維持・充実

- ・JR 尼崎駅～阪神尼崎駅周辺
- ・阪神西宮駅～阪急西宮北口駅周辺
- ・JR 芦屋駅周辺
- ・JR・阪急伊丹駅周辺
- ・JR・阪急宝塚駅周
- ・JR 川西池田駅及び阪急・能勢電鉄川西能勢口駅周辺
- ・JR・神戸電鉄三田駅周辺
- ・猪名川パークタウン中心部

(i) 生活都市機能集積地区…日常生活に必要なサービス等を確保

イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持

ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化

(7) 広域連携軸…地域内外との連携を強化、国内外の物流を促進

- ・関西3空港及び国際コンテナ戦略港湾・阪神港へのアクセス強化により国内外の交流や物流を促進

(i) 地域内連携軸…鉄道、国道、県道等により地区間の連携を強化

(v) 日常生活圏内の移動…公共交通ネットワークを維持・確保

(2) 土地利用に関する方針

ア 主要用途の整備方針

- ・主要な鉄道駅周辺に良質な都市型住宅を誘導するなど、京阪神地域における良好な住宅地としての都市の競争力を強化
- ・尼崎市東海岸町沖（船出）地区、猪名川町産業拠点地区等の新たな産業用地を整備

イ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

- ・オールドニュータウン等を再生
- ・大規模工場の撤退等に伴う土地利用転換への対応

ウ 市街化調整区域の土地利用の方針

- ・新名神高速道路 IC 周辺等の計画的な開発整備の誘導

(3) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

- ・名神湾岸連絡線の早期完成に向けた取組を促進
- ・尼崎宝塚線など南北幹線整備による道路ネットワークを円滑化
- ・阪神高速環境ロードプライシングによる国道43号の沿道環境改善
- ・阪急西宮北口～武庫之荘間における新駅設置を検討
- ・デマンド型交通などにより北部地域の移動手段を確保
- ・国内外との交流・環流の拡大を見据え、関西3空港の最大活用に向けた取組を推進、海上交通網の在り方等を検討

イ 公園・緑地

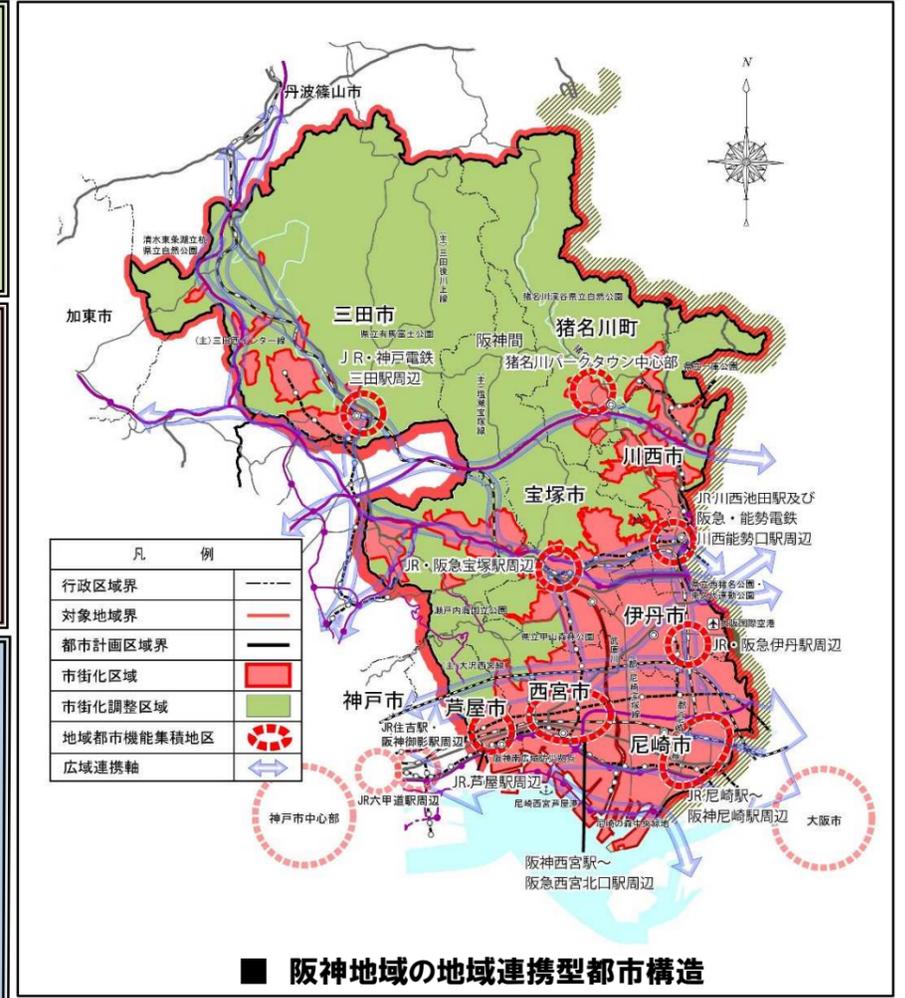
- ・六甲山系、北摂山系など都市近郊に残る自然や風致を保全
- ・「尼崎21世紀の森構想」を先導する尼崎の森中央緑地を整備
- ・県立有馬富士公園では、「地球アトリエ構想」に基づく芸術文化機能の充実により地域内外の交流を促進

ウ 河川・下水道

- ・猪名川や武庫川等の計画的な整備を推進
- ・生活排水処理計画に基づく流域下水道を計画的に改築・更新
- ・地域住民等と連携した水質浄化活動による尼崎運河の環境を改善

(4) 市街地整備に関する方針

- ・都市計画法等の特例制度の活用、条例・要綱等の規制緩和等により民間投資を適切に誘導し、都市の競争力を強化
- ・長期間事業着手していない市街地開発事業等の見直しを検討
- ・大規模工場跡地等の未利用地の土地利用を促進
- ・立地適正化計画の活用等により適切な都市機能の立地を誘導
- ・公共施設の再編と併せた市街地整備を推進
- ・JR西宮駅周辺等の市街地再開発事業等による再整備を促進
- ・尼崎市の「自転車のまちづくり」の取組等を促進
- ・尼崎市等の密集市街地の防災対策を推進



■ 阪神地域の地域連携型都市構造

(5) 防災に関する方針

- ・国道43号等を軸とした広域防災帯を整備
- ・緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化を推進
- ・建築物の耐震化・不燃化等やライフラインの耐震化を推進
- ・尼崎西宮芦屋港の津波対策の早期完了、高潮対策を推進
- ・企業、鉄道事業者等との協働による帰宅困難者対策を推進
- ・総合治水条例に基づく総合的な治水対策を推進
- ・六甲山系グリーンベルト整備事業等を推進
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制

(6) 景観形成に関する方針

- ・黒川地区の里山等の恵まれた自然環境を保全
- ・旧伊丹郷町の城下町、芦屋川沿岸や関西学院周辺の眺望景観を形成する地区等の個性ある景観を保全・形成

(7) 地域の活性化に関する方針

- ・阪神間モダニズムに代表される独自の市民文化や日本遺産として認定された「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」を構成する文化財等を生かした観光を促進
- ・宝塚大劇場等による芸術文化を通じた国内外の交流を促進
- ・阪神なぎさ回廊プロジェクトやひょうご北摂スポーツサイクルの郷づくり等の取組により地域の活性化を促進